第三十三条の八の三第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号	
第三十三条の八の三第一項第三号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項	
第三十三条の九第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十二条第一項により読み替えられた改正後厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項	
	支給の停止を申請し、同条第二項の規定によりその支給を受けようとする同順位者若しくは次順位者又は法第二十五条において準用する組合法第九十三条の二の規定により遺族共済年金を受ける権利を失つた者があるときにおいてその転給を請求しようとする同順位者又は次順位者は、	支給の停止を申請しようとする者は、	
	請求書	申請書	
［略］	［略］	［略］	
第三十三条の九第二項（各号を除く。）	請求書	申請書	
第三十三条の九第二項第一号	法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項又は第九十三条の二第一項各号のいずれか若しくは同条第二項第二号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十二条第一項により読み替えられた改正後厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項	

第三十三条の九第一項	及び住所	、住所及び本人確認番号	
	法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十二条第一項により読み替えられた改正後厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項	
	支給の停止を申請し、同条第二項の規定によりその支給を受けようとする同順位者若しくは次順位者又は法第二十五条において準用する組合法第九十三条の二の規定により遺族共済年金を受ける権利を失つた者があるときにおいてその転給を請求しようとする同順位者又は次順位者は、	支給の停止を申請しようとする者は、	
	請求書	申請書	
［同上］	［同上］	［同上］	
第三十三条の九第二項	請求書	申請書	
	法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項又は第九十三条の二第一項各号のいずれか若しくは同条第二項第二号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十二条第一項により読み替えられた改正後厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項	